

## 令和5年第1回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 幸 治
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
環 境 経 済 課 長	田 島 直 樹
福 祉 子 ど も 課 長	花 村 定 行
健 康 介 護 課 長	今 枝 貴 子
建 設 課 長	後 藤 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第2号）

令和5年3月15日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（川島功士君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 皆さん、おはようございます。

議長さんより発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質問させていただきます。

まず質問に入ります前に、今、議長も言われましたように、新型コロナウイルス対策としてのマスクの着用につきましては、13日から屋内外を問わず個人の判断になったということで、新型コロナが終わったわけではございません。ウイズコロナから早くアフターコロナになるよう期待するものでございます。

それでは、質問に入ります。

松枝地区の南部の市街化調整区域について質問させていただきます。

笠松町の面積は10.3平方キロメートルで、北方町の5.18平方キロメートル、岐南町の7.91平方キロメートルに次いで、岐阜県で3番目に小さな面積の自治体であります。

また、笠松町は、約半分が市街化区域、残り半分が市街化調整区域となっております。そして、調整区域の約半分が木曾川を主とする河川区域が占めております。つまり、町全体の4分の1が市街化調整区域となっているわけであります。

平成30年から令和元年（2018年から2019年）にかけて、北及の農家の有志の方々が地元農家を対象に行った地域農業を考えるアンケートでは、75人の方から回答がございました。

その結果は、70歳以上の方が46.7%、農作業を委託、または農業を行っていないが46%、5年後、10年後、農地を耕作、あるいは管理できないという方が92%、営農したい法人や個人が現れた場合に貸付けを希望するかどうかにつきましては78.8%、あるいは農地を売りたいが24.6%という結果でありました。

一方、笠松町としては、平成31年（2019年）農事改良組合長会議の場において、笠松町内全域の農地を保有する方を対象に農地の利用意向調査の実施を表明され、136人、83.9%の方から回答がございました。

その結果は、65歳以上の耕作者の割合が75.7%、第三者に耕作をしてもらっている方が

29.2%、10年後までに農業経営を継承する後継者がいるかどうかでは、継承する意思なし、あるいは後継者なしの割合が69.6%、今後10年間、農地をどのようにしたいかでは、貸したい、あるいはもう貸しているという方が50.0%、田んぼの場合につきましては68.8%というふうになっております。その結果、考察としまして、貸したいと希望される方は優先的に地域の担い手の方に貸し出し、農地を集積化することにより、遊休化している農地の解消を進めていく必要があると、こういうふうに町のほうでは考察をされております。

また、町としては、アンケート実施後、北方町や郡上市美並村への視察は実施されたものの、農業委員会としての動きは全くありません。農業委員の方は農家の方で、農業の現状をよく知っておられるにもかかわらず、動きがないことが残念であります。

笠松町全体の発展のために、農地利用だけに固執するのではなく、農地利用という一面を考えながら、農地の活用や利用について町全体で対応していくということが大事であると考えております。集積化が今考えられる最善の策としても、前に進まないのではないのでしょうか。

一方で、市街化区域に変更してほしいという方も多数おられることも事実であります。市街化調整区域の見直しは、都市計画区域マスタープランを構成する岐阜市、瑞穂市、岐南町、北方町の各自治体のほか、関係機関との調整や協議が必要であります。そのためには、笠松町の総合計画や都市計画マスタープランとの整合性を図らなければなりません。そのほか、土地利用計画策定に先立って、農業委員会等関係機関との調整が必要となってまいります。議会での議決や都市計画審議会での審議も必要であります。

区域マスタープランは、10年に1度定期見直しが行われ、町の都市計画マスタープランも同様の見直しとなっておりますが、国との協議、都市計画審議会での決定などを考えると、約3年かかると思われまます。

県が決定している区域マスタープランは、人口減少、少子高齢化など社会的課題への対応として、市街化調整区域内においては新たな住宅開発を抑制し、市街化の拡大を原則として行わないとなっております。市街化調整区域を変更するには、変更区域において具体的かつ現実性の高い土地利用計画等を立案する必要があります。現時点において、笠松町では、町全体の発展のために確実に実現できる土地利用変更計画が策定されていないため、変更できる現状ではないと思います。

市街化調整区域は、都市計画法により、昭和20年から昭和22年(1945年から1947年)にかけて、市街化区域と市街化調整区域の線引きがされ、平成5年(1993年)から笠松町の市街化調整区域の線引きの見直しの機会がありましたが、現状のままでよいとの判断から平成6年9月20日、1994年に都市計画審議会での現在のとおりの決定をされております。

一方、国におきましては、令和元年度から農地中間管理事業法の改正により、農地集積円滑化団体が農地中間管理機構に一本化され、適用区域が農業振興地域から市街化調整区域まで拡

大され、市街化調整区域の土地区画整理で特例措置を設けることを目的とした改正構造改革特区法が成立し、同区域内では不可能だった自治体による区画整理を特区内でできるようになりました。また、農地や緑地を保全しながら宅地整備につなげることを目指すため、同区域の農地付空き家を取得しやすくして農村維持を促す改正地域再生法も成立しております。

県内関係では、令和元年12月に、農水省は、都道府県に代わり農地転用許可を行うことができる指定市町村に北方町を指定し、令和2年4月から農地転用許可事務を行うことができるようになりました。

松枝地区の市街化調整区域では、集積が最善の策と考えられており、農地中間管理事業法の改正を受け事業を進めるとしても、町と地元が協力をして、例えば農業委員会が前面に立って、地元の有志の方をスタッフとして位置づけ、地域を巻き込んだ枠組みでないと進まないと思われれます。

一方、交通の利便性など立地の特性を生かし、優良企業の新規立地や市街化地内に点在する工場の移転の受皿を確保できるよう、都市計画などの活用を検討し、それに伴い必要となる都市基盤の整備についても検討していく必要があると思います。

このような点を踏まえて、以下4点について質問させていただきます。

1点目、農地の集積と補助事業についてであります。

農家の現状は、アンケート結果からも分かるように、現実的には農地の集積がベターな策と思われれますが、これを推進するために、国、県からの補助事業についてお尋ねをいたします。

2番目として、農業委員会の役割についてであります。

アンケート調査は実施されたものの、その後動きが見られません。農業委員会の役割と今後の方針、進め方についてお尋ねをいたします。

3つ目といたしまして、笠松町のマスタープランについてをお尋ねいたします。

都市計画区域のマスタープランの変更は10年に1度行われますが、笠松町の都市計画マスタープランに変更の動きがあるのかどうか。また、都市計画区域のマスタープランを変更しなくてもできることはないのかお尋ねをいたします。

4番目として、改正構造改革特区法等についてお尋ねをいたします。

農地中間管理事業法、改正構造改革特区法、改正地域再生法が変更されたり、農地転用許可事務を行う市町村に北方町が指定されたりしておりますが、笠松町としては、現状を変更要望するような項目はあるのかについてお尋ねをいたします。

以上4点でございます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

今週からマスクの着用が個々の判断に委ねられることになりました。ただ、ちゅうちょされている方もいらっしゃるようですので、意識的に今、私マスクを外しているということを御理解していただきたいと思います。

それでは、高橋議員さんからの御質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

松枝地区南部の市街化調整区域についてであります。

1番目の農地の集積や補助事業についてのお答えであります。

国及び県からの農地の集積化に係る補助金については、農業振興地域において実施する集積化事業に対する補助メニューはありますが、笠松町には農業振興地域がないため、活用できる補助メニューはございません。

続いて、農業委員会の役割についてであります。

農業委員会は、昭和26年の制度発足以後、農地法に係る許可や意見の進達など、農地の番人としての役割を担ってきました。平成27年、農業委員会等に関する法律の改正により、新たな業務として農地利用最適化が追加され、さらに令和4年、農業経営基盤強化促進法の改正により、地域の農地利用の企画、実行の中心的存在として、区域内の農地所有者などに対し、利用権の設定などを行うことを積極的に促す、言わば農地の番人であり、かつ能動的に農地を動かす人としての役割を農業委員会が担うことになったわけであります。

この農業経営基盤強化促進法の改正によって、市町村においては、市街化区域を除き、地域農業の将来の在り方の計画である地域計画を令和7年3月末までに策定することになりました。この地域計画は、将来の農業のあり方、農地利用の目標を示すものであり、計画策定に当たっては、町、農業者、担い手、農業委員会、JA及び農地中間管理機構など関係機関が緊密に連携して、協議を順次進めていきたいと考えております。近年、コロナ禍において、複数の人が集う協議の場を設けることは自粛しておりましたが、今月下旬に耕作意欲のある担い手への会議を開催する予定であり、新年度に向け、地域計画策定などに係る準備を加速化させていきたいと思っております。

なお、計画策定に向け、地域の農業委員におかれましては、地域の農業者事情に精通されていることから、農地マッチングに係る協議が円滑に進むよう、農地所有者と担い手とのコーディネーター役になっていただきたいと思っております。

また、昨年7月の先進地視察に同行されました北及の有志の方々におかれましても、農地の集積化、担い手のマッチングなど作業において、地元における調整役として、農業委員と共に実践的な役割を担っていただく御協力をお願いしたいと思っております。

次に、町のマスタープランについてのお尋ねであります。市街化調整区域における土地利用の検討につきましては、既に岐阜都市計画区域マスタープラン、笠松町都市計画マスタープランの両プラン内において、工場機能の集積、工場移転の際の受皿の確保として需要が見込ま

れる地区については、地区計画などの手法を検討していくという方針が既に記載されております。

今後は、総合計画や関連する計画との整合性を図る見直しを適時実施し、特筆すべき事情が発生した際には、笠松町都市計画審議会に諮り、岐阜都市計画区域マスタープラン及び笠松町都市計画マスタープランに反映させる必要があると考えているところであります。

また、岐阜都市計画区域マスタープランを変更しなくてもできることはないかとの御質問につきましては、原則としまして両マスタープランに位置づけられた方針でまちづくりを進めていくものではありませんが、市街化調整区域であっても、開発許可権者となります岐阜西濃建築事務所との協議、審査の結果、造成などの開発行為が認められる場合がございます。したがって、今後、市街化調整区域内にまとまった土地などが確保できた際には、先ほども述べましたが、工場機能の集積、工場移転の際の受皿の確保に対し、適正な都市計画法、都市計画手法について研究をしてまいりたいと考えているところであります。

なお、今年度、各分野の担当課から職員を招集し、市街化調整区域内の土地の有効活用を含めた町内の老朽化した体育館や運動場といった公共施設の再編について、いろいろなケースを想定して研究を進めたところでございます。引き続き、市街化区域内の未利用地の有効活用など、笠松町全体の土地利用の検討、研究を進めてまいります。

続きまして、改正構造改革特区法などについてのお尋ねでございますが、令和元年12月に地域再生法が改正され、従来、農家に限られた農地付空き家の購入が、地域再生計画に基づき市町村が作成する既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に、農業委員会の同意の上で移住者による農地取得を促進する特定区域を記載することにより、移住者についても購入が可能となりました。

今後、農地付空き家を活用する移住促進事業に係る供給と需要、双方のニーズが町として確認できた場合には、農地の有効利用及び移住促進の両面から、当該事業計画の策定についても検討したいと思っております。

同じく、令和元年12月に改正されました構造改革特区法では、都市計画法の特例に関する措置が追加され、特定の状況下にある市街化調整区域について、内閣総理大臣より特区認定された場合、不可能であった地方公共団体による区画整理事業の実施が可能になりました。ただし、周辺地域の市街化進展が著しく、建築物の建築等に対する需要が著しく増大しているなどの特定の状況下に該当する場合は対象となりますので、松枝地域の市街化調整区域は、現在の状況では該当しないと思われまます。

また、農地中間管理事業の推進に関する法律につきましては、令和2年4月の改正により、事業実施区域が農業振興地域限定でありましたが、市街化区域以外の区域と見直されたことで、市街化調整区域まで対象地域が拡大されました。現在も自身が所有する農地の管理が困難とな

った農業者と担い手の間で、農地中間管理機構が間に入り、農地の貸借等のマッチングを行っておりますが、今後、町として地域計画を策定することから、担い手となる方々が効率的かつ安定的に農業経営できるよう、計画区域内農地の集約、集積化に係る協議を進めたいと考えております。

北方町におきましては、令和2年4月に農林水産大臣の指定を受け、県に代わり、農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく開発許可を行うことができるようになり、これによって、町が行う事業は農地転用許可が不要となりました。この農林水産大臣による指定を受けるには、農地転用許可制度等を適正に運用することができ、優良農地を確保する目標を立てるなどの基準を満たす必要があります。

北方町における市街化調整区域は、その全てが農業振興地域であり、町内における農地転用の申請件数がもともと少なかったため、農地転用許可等を県ではなく町で行うことも比較的容易であったと聞いております。一方、当町においては、農業振興地域が存在せず、市街化調整区域内でも既存住宅等建物が点在する状況であり、農地転用の申請件数も多く、専門的な知識を有する職員の確保が困難であることから、申請する予定はございません。

また、北方町においては、平成27年6月の町マスタープラン策定の際に市街化調整区域の土地利用の見直しを掲げたところ、プラン公表直後から複数の事業主により企業立地に係るコンタクトがあり、結果として複数の企業の立地が決定したそうであります。農業振興地域であったがゆえに、企業側が進出するに当たって魅力的な一団の用地が比較的確保できた点が企業誘致に成功した要因の一つだと考えられます。

当町におきましても、市街化調整区域内における5ヘクタール以上のまとまった用地の確保が難しい状況ではありますが、マスタープランには、工場移転の際の受皿の確保としての需要は見込まれる地区には地区計画などの手法を検討していく方針を掲げておりますので、優良企業からの立地に係るコンタクトがあった際には、地域再生法など既存制度の活用を視野に入れて、市街化調整区域内の土地利用について積極的に検討するとともに、直近の課題である遊休農地の発生防止対策として、担い手への集積・集約化を関係者各位及び関係機関との連携を密にし、地元の皆様方と共に力を合わせて着実に進めていきたいと考えております。以上であります。

[3番議員挙手]

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 丁寧な御説明をいただきまして、誠にありがとうございました。

その中で、再質問ということで、順次ちょっとしたいというふうに思います。

まず、第1の農地の集積補助事業についてであります。

これは、先ほど説明がございましたように、国及び県から農地の集約に係る補助金について、

どちらもないということでした。私も県へ直接行ってまいりまして、県の担当課にレクを受けたわけですが、集積についての補助金はない。特に北方町に視察を行った場合には、集積する場合、当然田んぼにそれぞれ区切りのあぜがあるわけですが、あぜを除く撤去費用のどんだけか、3分の1と4分の1ですが、そういう補助が北方町ではあったわけですが、そういうことで、町単独であぜなんかを撤去する場合、そういう補助事業は考えておられるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 例えばこれは、これから農業委員会や、あるいは地元の農家の皆さんが、具体的に集積化が進む中でこういったものが需要だという声があれば、検討していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

続きまして、農業委員会の役割についてを質問させていただきます。

農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、地域農業の将来の在り方、農地の利用の目標の計画である地域計画を令和7年3月までに策定することになったと、それには町とか農業者、担い手とかJAを連携しながら、それから地元の農業委員とか同行された方の、有志の方の協力を得ながら進めたいということですが、答弁の中で、農地の集積化の担い手とのマッチング作業に地元で調整役を対応したいというふうに回答されておりますが、それは、広報かさまつの2月号、農業委員の任期が7月31日で切れるということで、その中で、業務につきましては、農地の権利移動、転用などの農地法に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議や承認、遊休農地の防止・解消、これは多分新たに追加されたと思いますが、農地利用の集積・集約化など現場活動というふうに今回記載をされておりますので、多分やっていただけだろうということをお尋ねをいたしたいと思っております。

それで、位置づけの必要についてお尋ねをいたしたいと思っております。

地元の方の協力を得たいと、あるいはしてほしいということですが、何の資格といえますか、例えば調査なんかには統計調査員ですという首から下げる名札のようなものをつけていかれるというようなことを聞いておりますし、そういうものを持って身分をしっかりと保証するのを明らかに相手にしないと、相手に信用されないのではないか、地元の方で顔は知っておるんですが、相談とかマッチングのために行って、何のためにどういう立場で来たんだと言われたときに何もないのではちょっと困るので、そこら辺の辺り、どのようなものを考えておられるか、位置づけについてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

今後、この集積・集約化等々、地域計画の策定に向けて協議を進める中で、先ほども言いましたような関係者の方を集めて、協議会といいますか、会議を開催したいと考えております。その中で、やはり地元に通じております農業委員さん、現在の農業委員さん、さらには元の農業委員さんも含めてその会議に参加をしていただきたいということを考えております。

その中で、やはり地元に通じている農業委員さん、現農業委員さんと元農業委員さんにコーディネーター的な役割を担っていただきたいということに思っておりますので、やはりその会の名称、そしてそのコーディネーターという役割、名札ではないですけど、そういうような肩書を担っていただきまして、地域の取りまとめ等々をお願いしたいと思っておりますのでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） もう一点、農業委員会の役割についてを質問いたします。

農業委員の改選もありますけれども、今までコロナの関係であまり活動としてされてこなかったんですが、今、マスクも一応外す、個人の判断というような状況で、今後の状態が、何か決まっておるようなものがあれば、お知らせをいただければありがたいなと思います。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 先ほど町長の答弁の中で、今月中に担い手さんの協議をするということで御答弁させていただきましたが、実際に、現在のところ、3月22日に担い手さんと関係機関に集まっていただいて会議をする予定をしております。まず担い手さん、あと岐阜農林事務所、県の農業会議、あと岐阜県農地中間管理機構、あと農協、あと現在の地元の農業委員さんというふうなメンバーで、担い手さんが今後農地をやっていく場合に、どれくらいの面積でどういうふうがいいのかというのをまずお聞きをしまして、その担い手さんが農地作業しやすいような状況を確認した後に、地元の農業者さんを集めて、それに合うような集積・集約化ができないかというのを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 計画があると、あるいは決まっておるということでございますので、少しでも前に進むように進めていただきたいなというふうに思います。

それから、3の町のマスタープランについてを質問させていただきます。

今後、市街化調整区域内にまとまった土地が確保できた際には、適正な都市計画の手法に取って研究をしていきたいというような答弁をされたんですが、松枝地域の南部におきまして、市街化調整区域はもう決定から20年以上、25年近くがたっておると思っておりますけれども、その調

整地の中で、工業系開発検討地ということで半分ほどが色分けされているところが、笠松でも2か所大きいところがあるんですが、先ほど5ヘクタール以上でないとか何か開発の検討にのらないというようなお話がございましたが、そういうような企業を誘致するような、企業誘致をトップセールスをやっておられたか。20年以上になるんですが、やっておられたかなあ。あるいは待ちだけの態勢でずっと20年待っておられたのか。その辺りについて御答弁をできたらお願いします。実績等があれば。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 幾つかの会社からオファーはありましたけど、ただ、やはり1つはまとまった土地が確保できなかったのと、もう一つはちょっと値段の折り合いがつかなかったということで、いずれも実現には至らなかったというふうには聞いております。これは私になってからの話でありますので、それ以前のことはちょっと、私自身は認識しておりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 私はちょっと古い話についてはよく存じないんですが、実際動きがなかったというのが実態ではないかなというふうに思います。なぜかという、地元につきましては、現在、調整区域でありながら、本来住宅が建つべきでないところにぽつぽつと建ってきた。それは時間とともにぽつぽつと建ってくるんですね。そうすると、5ヘクタールの土地、まとまった土地を確保するのはだんだん難しくなってくる。結果的には受け入れることができないというような状態であります。

この説明書によりますと、町内にあった企業でもそこへ移転すると、してもらえる用地というような括弧がしてあるんですけど、5ヘクタールの土地を見ると非常に大きな土地であります。それが、いまだに2か所大きいところがあるんですが、ほとんど可能性がないところが現実に色分けされておるということで、町のマスタープランの中に2か所大きいところがあるので、ここの辺りなんかもう完全に5ヘクタールなんてできないですね。そういうところがこういうような色づけがされているということにつきましては、私は個人的には疑問を感じるわけです。

あと、県のほうの都市計画担当課のほうにつきましても、私、ヒアリングを受けてきたわけですが、岐阜地域のマスタープランを変更しないで何かできるものがないかという質問をさせていただきましたが、そういうものを変更しなくても町の都市計画のマスタープランを変更すれば、というのは、三、四年以内にその企業が笠松の中に工場を移転してくれるという確実なものがあれば、地域のやつを変更しなくても、笠松町で位置づけを検討、議決をして都市計画のマスタープランに位置づければ相談に乗りますというようなことを言っております。だから、5ヘクタールについても、それ以上といっても、それは原則であります。こういう企業が実際

にこのくらいの、例えば4ヘクタールの土地でやりたいと、三、四年以内に笠松に移しますよということを言えば相談に乗りますと言っているのです、そういう事例もあるということで、位置づけについて御検討をしていただきたいなあというふうに思っております。これは希望しておきます。

それから、4番目の改正構造改革特区法についてであります、令和4年10月7日現在、私の持っている資料によりますと、農林省や国土交通省などによりましてこれの特区が認められたのは56あるわけですが、当然笠松としては要望していないので該当するものはないわけがあります。しかし、農地中間管理事業の推進に関する法律で、これは農振地域から、普通でいうと市街化調整区域が広げられたということで、先ほど、前のほうで説明をしました、説明がありましたように、農業委員会に表立って動いていただく集積については、そういう中間機構を取り込んでやれるということになったわけですが、事業としては進めていただきたいなあというふうに思っております。

それから、北方町の市街化調整区域については、先ほど農振地域だというようなことがあったわけですが、これは条件がよかったということだけではなくて、それをしたいと、これも農林省へ要望しないと依然前のままですが、笠松としてはそういうことは全然されないのかどうか。しておられる事例って何かありますかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

いろんな法改正等々によりまして、いろんな条件が緩和された部分もございます。しかし、いろんな条件がございまして、いろいろ調査・研究をさせていただいた中で、笠松町がその条件に合わないというような状況もございまして、国とか県に要望を出していることはございません。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 非常に悩ましいところが非常に多い問題の質問でありますので、ちょっとこれは最後に町長さんの考え方についてお尋ねをしたいんですが、これは手短で結構でございます。

北及の第1町内につきましては、市街化区域になるときに95%以上の方がオーケー、賛成だと。一部の方が反対があったというのは、やっぱり固定資産税が10倍になるんで嫌だというようなことがあったわけですが、第2町内、これは今集積を検討しておるところにおきましても、見直しのときに強硬に反対される方が二、三名見えて、市街化調整区域になるのがお流れになったということではあります、何事でも100%が一番ベストでありますけれども、100%でなければ問題が解決しないのか、あるいは笠松町のため、地域全体のためを考えたら、もう少し

反対者があっても、笠松がいいということであれば進めていただきたいなあというふうに思いますが、町長さんの考え方、今後、ほかの事業につきましても100%賛成でなければ事業を進めないのか、笠松町としてこちらのほうに進んだほうがいいのかというような判断なのか、どう考えておられるかということをお尋ねしたい。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） この市街化調整区域、松枝の問題は、私も議員時代から再三再四取り上げてきまして、一種のライフワークでございました。なので、今、高橋議員さんの言われることはごもっともでありますし、できることなら、私も一歩でも二歩でも前進させていきたい。

というのは、ちょっと話が長くなりますけどいいですか。笠松町がこれから発展していく一番の大きな阻害要因というのは、土地がないことなんです。開発したくても、工場は誘致したくてもない。あるいは新しい住宅地を造りたくても土地がない。今、その一つとして、空き家対策でスクラップ・アンド・ビルドを進めていこうという動きがあります。

もう一つは、市街化調整区域を何とかしなあかんという話で、これは、私も議員の時代から地元の農家の皆さんといろんな話をきて、実際に要望を受けて、ここの、今議員のおられる場で何度か一般質問や審議で質問しました。そのたびに、いろいろ法律がある。いわゆる地域性の特性があつてまとまらない。あるいは意見がまとまらないということがありましたが、今回、農業委員会のほうも非常に前向きに考えていただけるようになりつつあるということも踏まえまして、まずは地元の農家の皆さんが同じ方向、できる限り、理想としては100%がベストなんです。大多数の方が、この農地をまとめて何か新しいことしようよとか、うまく活用しようというふうに意見を集約して、そしてそれも町とか、あるいはJAとか、あるいはその新規で工場を考えているよと、そういう人たちが集まって同じ歩調でやっていく、そうすれば、この松枝の調整区域も一歩、二歩と進んでいくと思いますし、また我々もいろんな手法をこれから検討していきたいと思えます。これは松枝の調整区域だけの問題にとどまらず、令和7年度までに円城寺の厩舎移転もされます。ここも調整区域でありますので、同じような手法がもしかしたら用いられるかもしれないということで、まずは我々職員も、今まであまりそういったことに対して知識もなければ経験もなかったもので、これから1つずつ、なかなか思うようには進まないかもしれませんが、前向きに取り組んでいくことは、私自身、今この場でお約束はしたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 大変ありがたいお言葉、町長の熱い思いを聞きましたので、これをもって再質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

1. 防災行政無線について、今後の防災行政無線の展開について。2. エコ通勤について、エコ通勤の普及について、自転車用ヘルメットの着用についてを質問させていただきます。

1つ目に、防災行政無線について質問させていただきます。

町の防災行政無線は、災害どきの情報などを速やかに発信し、町民の安心と安全を提供するほか、毎日の朝昼晩の定時放送では各種の情報をお知らせし、広報活動の充実が図られていると思います。

去年の7月に開催された全員協議会で、防災情報伝達の今後の展開についての説明がありました。その中で、防災行政無線の屋外子局は平成27年度、平成28年度にデジタル化が完了しているが、戸別受信機はアナログ波により運用しているとの説明がありました。

このアナログ波は、平成17年の電波法の改正により、スプリアス規格の改正によって、その使用期限が平成34年（令和4年）11月30日までとされたが、平成30年12月に笠松町の戸別受信機のアナログ波は新しい規格の基準に適合していることが確認され、そのまま継続して使用することが可能となったとの説明でありました。

また、町では、アナログの戸別受信機を使える間は使っていきたいが、アナログ対応部分の部品の製造が終了しているため、故障した場合に交換部品がなければ放送不能となること、デジタル対応の戸別受信機は1台6万円ほどの費用がかかり、各世帯へ貸与するには多額の財源が必要になるといった課題を抱えている状況であるとの説明をいただきました。

そこで、町長にお尋ねいたします。

アナログ波の戸別受信機は、設備が壊れるか電波が使えなくなるまで使える間は使って、いずれは廃止の方向で検討していくとの説明でありましたが、突然壊れてからでは遅いと思いますが、町民への周知はどのようにしていくのかをお尋ねします。

この質問をするに当たっては、町内の方々から、戸別受信機が入らない。アンテナをつけても入らないといった相談や、岐南町では、数年前にそういった問題があり、デジタル化にされたということでそのような問題がクリアされたと聞いております。それで、笠松町はどうなんだろうかと、そのようにしたほうがいいんじゃないかというような話があり、この質問をさせていただきます。

これまでに、建物の構造や立地条件によって、アンテナをつけても無線放送が入らない家庭への対応というのは、どのようにされているのかをお尋ねします。

全員協議会では、いずれ戸別受信機は廃止するとの説明を受けましたが、廃止までの間、例えばアナログの受信機では無線放送が入らない家庭にはデジタル対応の戸別受信機を貸与し、戸別受信機を廃止した後は、屋外子局の放送が聞こえないといった家庭にデジタル対応の戸別

受信機を貸与するというような方法は考えられないのかをお尋ねします。

次に、エコ通勤について質問させていただきます。

当町では、10月にちよいスポ健康宣言を行い、町民の皆さんと一緒に健康づくりを推進することを宣言しましたが、健康づくりという面では、エコ通勤もちよいスポに関連づけて進めていってはどうかと思い、質問させていただきます。

エコ通勤とは、車から環境に優しいエコな通勤手段に転換するという事で、政府の目指すカーボンニュートラルや環境省のゼロカーボンシティの動向にも合致しており、環境負荷軽減につながるものであります。事業者や地域でエコ通勤に取り組むことにより、健康向上などのメリットもあり、地域にとっては渋滞の解消や公共交通の維持などのメリットも期待できます。

笠松町は、町内をくまなく運行している巡回町民バスがあり、笠松駅へ向かう早朝の便も増便されました。徒歩や自転車で笠松駅に向かうにも、下羽栗方面からはサイクリングロードがあり、排水路の暗渠化による歩道整備も進められています。松枝方面からも遊歩道や羽島用水の上部利用による歩道整備が順次進められており、通勤する人たちが安全に利用できる道路整備が進められていると思います。

そこで、町長にお尋ねいたします。

笠松町におけるエコ通勤の普及について、町長のお考えをお聞かせください。

また、エコ通勤の普及を進めるに当たっては、自転車用ヘルメットの着用についても啓発を進めていく必要があると思います。

岐阜県では、自転車の利用に係る交通事故の防止と自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として、岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例についてを制定しました。この条例の施行により、周知期間を経て、令和4年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となり、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。さらに、改正道路交通法の施行により、13歳未満の子供にヘルメットをかぶってもらうように努めなければならないとしていたものが、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され、自転車を運転する全ての人がヘルメットをかぶることに努めなければならなくなります。

これらの情報は、新聞やテレビなど各メディアでも取り上げられ、笠松町においても、広報やホームページなどで周知をされておりますが、ヘルメット着用については努力義務とあっても、あまり進んでいないように感じます。

そこで、町長にお尋ねします。

令和5年4月1日から自転車を運転する全ての人がヘルメットをかぶることに努めなければならなくなりますが、運転する人の努力に委ねるだけではヘルメットの着用は進まない。そうになると、自転車事故による被害や死者数は減っていかないと思いますが、町としてどのように

ヘルメットをかぶるよう働きかけているのか、こういった取組を考えているのかお尋ねします。

また、着用率の向上を目指して自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助している自治体もあります。愛知県内の50市町村では、自転車事故による負傷者の割合が高い7歳以上18歳以下の児童・生徒などや、自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者がヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を助成する補助制度を実施していますが、笠松町の考えをお尋ねします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

6番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんからの御質問に対する答弁をさせていただきたいと思えます。

まずは防災行政無線のアナログ波戸別受信機廃止の方向で検討していくことへの町民の周知についてのお尋ねであります。平成7年度から運用している戸別受信機につきましては、老朽化が進んでいることは確かであり、保守を維持しながら運用している状況であります。また、電波のデジタル化の流れにより現在の電波の使用期限が不確定であること、津波、土砂崩れの発生が想定されない当町の地理特性に合った情報伝達手段の検討を進めており、現時点において、町民の皆様への廃止に向けた周知の時期ではないと考えております。

しかし、災害から命を守るためには、伝達手法の多重化により災害情報を確実に伝達することが非常に重要であり、デジタル方式の戸別受信機も含め、ほかの手段も検討を進めており、議員の皆様にも意見を伺い、方針が決まった段階で町民の皆様にも周知してまいりたいと考えています。

次に、立地条件によりなかなか無線放送が入らないというお話ですが、戸別受信機の設置条件により無線放送が入りづらい御家庭には、設置場所の変更や簡易式の外部アンテナを貸与するなどの対応を行っています。また、あんしんかさまつメールや町公式LINEなどへの登録による情報取得も併せてお願いしているところであります。

次に、アナログ方式の戸別受信機が聞こえない家庭へデジタル対応の戸別無線機を貸与してはどうか。また、戸別受信機廃止後、屋外子局が聞こえない家庭にデジタル式の戸別受信機を貸与してはどうかのお尋ねですが、デジタル波は、アナログ波に比べ、音質や電波の

直進性が優れている反面、障害物がある場所や入り組んだ場所での使用に適さないという特性がありますので、デジタル電波に変更したことにより全ての世帯で明瞭に聞こえるものではありません。

情報伝達の技術進歩は年々進化しており、ポケベルの電波帯を使用した防災無線や防災アプリの導入など、新たな手段も増えています。このデジタル戸別受信機も手段の一つでありますので、まずは令和5年度当初予算にて、当町のデジタル電波の伝わり方の調査を行い、当町に合った方法を検討してまいります。

続きまして、エコ通勤についてのお尋ねでございます。

議員の説明や、あるいは国の方針どおり従いますと、エコ通勤とは、国から環境に優しいエコな通勤手段に転換することと考えます。事業所や地域でエコ通勤に取り組むことにより、従業員の健康向上などといったメリットは期待されるとともに、渋滞解消や公共交通の維持など、地域にとってのメリットも期待でき、政府の目指すカーボンニュートラルやゼロカーボンシティなど、環境負荷軽減にもつながると思います。

しかしながら、笠松町の現状を考えますと、直ちに住民の皆さんや町内事業者に勤務される皆さんの理解を得て普及を図っていくことは、ハードルが高いのではないかと考えます。そのためには、まずは個人でできることから始めることが肝要であります。これはまさに、今年度行いましたちよいスポ健康宣言の理念、方向性と一致するものであり、通勤を含めた日常の様々な場面で体を動かすことを引き続き積極的に啓発したいと考えております。

そして、エコ通勤を普及させるためには、まずは自分たちから始めることが重要であり、例えば地域の事業所に働きかける場面になったときでも、役場自体がエコ通勤に取り組んでいれば、その経験に基づいて説明することができ、説得力が増すものとなります。私自身はもとより、町職員、そして議員の皆様も含め、無理のない範囲で、登庁の際には徒歩、自転車、公共交通機関を利用するなど、地域内でまず一事例になることがエコ通勤普及のためのプロセスの一步となります。その後、商工会などと連携し、協力してもらえそうな事業者に働きかけ、少しずつでも地域に広がっていくことを期待したいと思っております。

そのため、今回せっかく御提案いただいた経緯もありますので、例えば定例会中、1日はエコ登庁の日を設け、議員の皆様が自ら率先、エコ登庁いただければ、地域への発信力も増すと考えますので、執行部、議員の皆様と協力し考えてまいりたいと考えておりますので、御検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次で、自転車用ヘルメットの着用についてであります。

自転車利用者のヘルメット着用については、議員御質問のとおり、岐阜県条例では昨年10月から努力義務化され、さらに改正道路交通法の施行により、全国的に4月から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となります。

町では、広報やホームページ、防災行政無線を活用し、情報の提供と啓発を行い、さらに昨年8月には、若手職員にて、人気ユーチューバー「ゆみやみちゃんねる」さんに協力していただき、ユーチューブ動画を作成し配信しましたところ、岐阜県からも非常に高い評価を受けました。この動画の配信については、LINEをはじめ、各学校にはすぐーるにより周知を行い、先月の終わりにはツイッターによる周知も行ったところでもあります。さらに、来年度は、子どもまちづくり会議の中で小・中学生自ら自転車のヘルメット着用などの交通安全啓発動画（ユーチューブ）を作成してもらい、町民へ広く発信していきたいと考えています。引き続きヘルメットの必要性、安全性について、積極的に広報、防災行政無線及び各種SNSを通じて広く周知を行うとともに、岐阜羽島警察署や各種団体とも協力しながら啓発活動に取り組み、着用率の向上につなげていきたいと考えております。

次に、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の助成についてであります。町では、各小学校及び中学校に対し、新1年生と転入生に向けた購入費用の補助として3分の1を助成しております。

議員御質問のとおり、愛知県内の市町村では、7歳以上18歳以下の児童・生徒及び65歳以上の高齢者に対し、購入費用の2分の1、上限2,000円の補助を県の補助制度と合わせて実施しております。岐阜県でも同様の補助制度を検討しているとの話を伺っておりましたが、令和5年度は見送る旨の回答でありました。

町としましても、現行の小・中学校へのヘルメット購入費用の助成を継続し、県の補助制度の創設を引き続き要望していきたいと考えております。また、他市町村の動向を注視するとともに、情報収集を行い、町民のヘルメット着用率向上に向け鋭意取り組んでいく考えであります。以上であります。

[6番議員挙手]

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） まず1点、防災行政無線についての再質問をさせていただきます。

屋外子局から放送がやっぱり聞き取りにくいんですね。特にうちの地域とか、先ほどロビーでも安田先生のところは最近よくなった、電波が入りやすくなったと言われるんですけど、やっぱりうちのほうは本当にザアザア言いますし、実家のほうも全然入らないというふうで、やっぱりこれはいろいろあると思うんです。米野のほうは特に入らないというのをよく聞いているんです。

やっぱり年配の方なんかは特に、スマホも持ってみえない方とか、この防災行政無線というのをすごく頼りにされているんですね。全員協議会でこれが行く行く廃止するというような話も聞いたんですが、やっぱりスマホとかを持っている方はそれで、町のほうもどんどんLINEとかも来ますしね、いいと思うんですけど、そういうのがない方に関してはどのように考え

てみえるかということ、ちょっと町長さんにお伺い、教えていただきたいですけど。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かにそういった方の、いわゆる情報弱者というか、そういった方はいらっしゃると思いますので、今デジタルを、戸別受信機の調査をすることによって、どこのエリアが入りやすいか、入りにくいかとか、またそのほかの手段も検討していくんですが、ただ、先ほど来お話がありますように、どこでも、いわゆる無線機が、デジタルにしてもアナログにしても入るとは限らないということですので、非常にその辺りがもどかしいところがありますので、ちょっとこれから、今回の調査も受けながら検討していきたいと思っております。方法については。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

やはり、先ほど、さっきも言いましたように、本当に情報が、やっぱり笠松町の防災無線というと、年配の方でも若い人でも、何かあった緊急時にはやっぱり防災無線、何言っているかなというようなのは大変頼りにしてみえるというか、信頼があるというか、私はすごく大事なものだと思うんです。これはもう私が議員にならせていただいてからもうずっとこの防災無線ってやっぱり定着しているじゃないですか。何かあったとき、例えば高齢の方でも、独居の方でも、ああ、今こういうことをやっているんだとか、福祉の部分でも、ああ、今日は土・日、どここの病院で、何かあったときはそこに行けばいいんだとか、一番手っ取り早いものだと思うんです。先ほど来、町長さん、LINEとかそういったものは大変、今すごくいろいろ来て、町が何をやっているかというのを町民の方も知ることができているから大変ありがたいという意見も聞いていますけど、と同時に、この防災無線というのは、これから何が起きるか分からないというふうで、やっぱりちょっと大事にしていっていただきたいなあと思いますので、よろしくをお願いします。

その一人一人、要はあの防災無線も要らないという人も見えますよね、結構。そういう方は置いておいていただいて、どうしても防災無線が頼りだわという人には、町のほうから出向いていただくというか、そういった姿勢でやっていただけるといいと思いますので、これは要望としてお願いいたします。

あと、エコ通勤とヘルメットの件なんですけど、私も福祉健康センターのほうからいろいろ運動するようと言われていて、これはいいきっかけになればと思って質問させていただいています。自分自身も、戒めということで。そして、皆さんと一緒にやれるといいんじゃないかなあということで質問させていただいたんですけど、これは岐阜県のほうが、要するに愛知県とは違って、岐阜県のほうが県の助成というものがないから、町のほうは他市町村の動向

を見てという答弁をいただいているんですけど、やはり古田町長、笠松町は県から補助金がもらえなくても率先してやりますよぐらいの意気込みというか、そういうのが私は欲しいなと思っているんですけど、その辺のお考えはないですか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、子供さんのほうはやっていますし、ヘルメットに関しましては、大人の方は、やっぱりこれは自己責任でやっていただくべきことではないかなというふうに思います。まずは自転車の、これは努力義務とはいえ、御承知のように笠松町、交通事故が非常に、特に高齢者の方が多いというのと、最近の統計によると若者もちょっと増えてきたというようなことで、非常に懸念していますので、やはり自分の身は自分で守るといふ、これは災害と一緒にやっぱり自助が第一でありますね。その後、共助、公助が来ますので、いきなり最初から公助でというよりも、まずは皆さん、それほど、何万円とするようなものではないと思いますので、まずは率先して議員もヘルメットをかぶっていただいて、いろんな街頭に立っていただいて啓発していただく。その中で、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょうよとか、あるいは交通事故に気をつけましょうよとか、そういった活動をやっていただければ、おのずと機運も上まり、その中で、もっと広くヘルメット、助成が欲しいという声が上がればそのとき検討していきたいと思いますが、まだそこまでこの法律の、条例ができたこともなかなか御存じのない方が多いと思いますので、まず機運を高めるということを皆さんと一緒にやっていきたいなと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 私ももちろんやらせていただきたいというふうには思っているんですけど、やっぱり今物価高じゃないですか、どうしてもね。このウクライナとロシアの戦争も長引き、やっぱり家庭を持っている方というのは、新聞を取らなくなったりとか、いろいろ皆さん努力してみえるんですよ。そこで、やっぱりこういった助成をちょっとするということが大分はずみがつくんじゃないかなあというのは、私はそう思うんですけども、言っちゃってね、もうこのような返答をもらっちゃったらあれなんですけど、そこをもうちょっと、せつかくサイクリングロードを造られたわけですよ、広江町長時代から古田町長時代に。せつかくなんで、皆さんがもっと使っていただかないと意味がないじゃないですか。今度、維持管理費ばかりかかるだけで。だから、ちょっとその辺で今後どのように、岐阜県がやるからやらないからとかじゃなくて、やはりここの地域というのは、愛知県ともつながっちゃっているんですね。だから、愛知県はやっているのに笠松町はどうしてないのというのが絶対的に私たちに質問が来るんですよ。ちょっと待ってくださいと言わなきゃいけないし、ちょっとその辺、自助とか言われますけど、もうちょっと古田町長、努力していただきたいなというか、もうちょっと自分自

身盛り上げていただきたいなと私は要望するんですけど。

○議長（川島功士君） 要望。

○6番（田島清美君） 要望じゃなくて、町長の考え。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 何か家電量販店の値引き交渉みたいになっていますが、まずは先ほど来申し上げていますように、もういろんな要望があります。それこそ、次また長野さんの要望もありますけど、なかなか笠松町、財政的に余裕があるわけではございませんので、まずは優先順位を考えてやっていきたい。もちろん自転車が優先順位が低いというわけじゃありませんが、まずそこは、先ほども申し上げていますように、自転車に乗る方は自分で、例えば任意保険がありますよね、車。そのとき、保険へ入るときに皆さん、国や県、あるいは市町村が助成していませんよね。それに対して要望がないですよね。助成がないから保険に入らないと。僕はそれと一緒に思うんです。まずは自分の身は自分で守ると同時に、それは誰か、事故を防ぐことは誰かの身を守ることにつながるので、そういった、そういう機運というか、そういう環境をこれから皆さんと一緒に盛り上げていきたい。その上で、財政状況も考えながら検討を進めていくというのがあるべき姿ではないかと私自身思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 大変明確な返答をありがとうございます。

以上で、今後とも、まずデジタル無線のほうと、こちらのヘルメット助成の件、またいろんな補助金メニューとか、いろいろ駆使していただいて、町民にとって住みやすい笠松町というふうに思っていただけよう努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、補聴器助成について引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう今期において2回目の質問ともなっておりますけれども、補聴器について、国においては、難聴高齢者の社会参加等に向けて、適切な補聴器の利用とその効果に関する研究が進められ、県においては、令和2年9月、身体障害者手帳の交付対象とならない高齢者向け補聴器購入助成実施調査なども行われたりしております。県内42自治体のうち、2市町が実施、8市町が検討中とのことです。

町長さんは、県と歩調を合わせてと答弁をいただいているところですが、私は、少しでも住民の皆さんが早く使用でき、豊かに楽しく暮らすために、県と歩調を合わせるのではなく、実現していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

補聴器の広告を見ていると、21万3,000円という広告を見ました。また、19万3,000円とい

うのも出ているようですが、結構な経費の要るものでして、なかなか、そして年を取っていくのが深まれば深まるほど、補聴器の必要性を感じているのではないかと思いますし、私もその時期に入ってきているのではないかと自分でも思っているところですが、ぜひとも高齢者に優しい町として、補助の一端を考えていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんからの補聴器助成についての御質問に対する答弁をさせていただきます。

高齢者の補聴器購入費用の助成につきましては、令和2年第1回定例会において御質問をいただき、いただいた際には、町独自の補聴器購入助成については考えていないが、国、県への要望や近隣市町の動向を注視するとの答弁をさせていただきました。さらに、令和3年第3回定例会においても同じ御質問をいただいた際にも、前回と同様に、県に対して高齢者向け補聴器購入費用助成制度の創設について要望していく旨を答弁させていただきました。

県に対しては、令和4年度県当初予算編成時に高齢者向け補聴器購入費助成制度の創設を要望しております。県高齢福祉担当課では、令和3年度、令和4年度の当初予算編成において、財政担当課へ予算要求をされたと公表されておりますが、現在、制度の創設には至っておりません。

町としましては、前回の答弁と同様、町独自の助成ではなく、県と歩調を合わせて実施していきたいと考えておりますので、引き続き県などに対して高齢者向け補聴器購入助成制度の創設について要望していきたいと考えています。

なお、障害者総合支援法による補聴器購入費の助成の対象になる場合や、税制度の医療費控除の対象になり、税が還付される制度など、ほかに利用できる制度についても、ホームページなど一般的な広報媒体に加え、民生委員協議会やいきいきクラブでのチラシ配布など幅広く周知を行い、聞こえに御心配のある高齢者の方から御相談があった場合は、丁寧な対応、説明に努めてまいりたいと考えておるところであります。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） とても優しい答弁をいただいたといえますか、答弁ありがとうございました。

さて、補聴器の広告を見ましたところ、片耳で充電器を入れて21万3,000円、それからリサウンド・ワン耳かけ型補聴器、充電式で、片耳プラス充電器で19万3,000円、だから結構耳が聞こえなくなったときの補聴する道具というのは高いものなんだなあということが分かったん

ですけれど、これだから、なかなか年を取っても不自由でいなければならないということにもなるし、これまでの質問の中でも、県に要望してくださるようには答弁をいただいていたし、大事なお年寄りを助ける中身になると思いますが、今の現時点では町長はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もう再三御要望いただいて、そのたびに後ろ向きな答弁をしているということをもう大変心苦しく私自身思っています。高齢化社会において、今議員から御説明があったように、補聴器、なかなか高いものでありますが、ただ、一方で、先ほども田島議員にも答弁させていただきましたけど、もう今住民の皆さんからニーズが非常に多様化しております、限られた財源の中でやりくりするのは大変今厳しいところであります。

そして、またこの耳がやっぱり加齢によって聞こえにくいというのは、これは笠松町民だけでなく、日本中どこでもあることでありまして、できるなら国なり県がやっぱりこういったことを、助成制度なり、あるいはほかの方法で、少しでも皆さんの御負担を軽減するようなことをしていただくのが一番私はあるべき姿ではないかと考えております。なので、今のところは、誠に、本当に恐縮ではありますが、町独自の助成というのは考えていないとは、ちょっとまだ実現が難しいような現況であることを御理解していただけると大変ありがたいところあります。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それはよく分かりますが、とするなら、なおさら県民全てに要すると思いますし、この問題でいえば、ですから、県に向かって、または国に向かって、高齢者の本当に暮らしの中の問題ですので、ぜひ助成がしていただけるような働きかけは引き続きやっていただけますでしょうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） その点に関しましては、担当課を通じて、あるいは私が、そういった機会がありましたら、しっかりと粘り強く要望は続けていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） どうぞよろしくお願ひいたします。

私の、本来はお仕事のうちの、やらなきゃいかんことだったかもしれませんが、県内だとかの状況なども一度お調べいただき、増えていっているというふうには思いますが、ぜひお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。終わります。

○議長（川島功士君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にと

どめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前11時40分